

九月十九日

午後三時ヨリ宮中ニ於テ御前會議開カレ、參謀總長宮、軍令部長宮、近衛總理大臣、松岡外務大臣、河田大藏大臣、星野金黨院總裁、原樞密院議長、澤田參謀次長、近藤軍令部長參列、左記ヲ議題トシテ審議ヲ定メラル

日獨伊三國條約締結ニ關スル件（御前會議議題）

日獨伊樞軸強化ノ爲別紙要綱ニ依リ獨伊兩國政府交渉ヲ遂ケ日獨伊三國間ニ條約ヲ締結スルコト

要綱

一 日本國ハ歐洲ニ於ケル新秩序建設ニ關シ獨逸國及伊太利國ノ指導的地位ヲ認メ且之ヲ尊重スルコト

(3) 調書「日獨伊三國條約各種案文作成及國內手續經過事」

(3) 調書「日独伊三國條約各種案文作成及三國內手続経過中」

三 獨逸國及伊太利國ハ大東亞ニ於ケル新秩序建設ニ關シ日本國ノ指導的地位ヲ認メ且之ヲ尊重スルコト

四 日本國、獨逸國及伊太利國ハ前記ノ趣旨ニ基テ努力ニ付相互ニ協力スルコト

五 右三國ノ中一國カ現在ノ歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居ラサル一國ニ依リテ(公然ト又ハ陰密ニ)攻撃セラレタル場合ニハ有ユル政治的、經濟的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助スヘキコト

六 日本國、獨逸國及伊太利國ハ相互相倚リ現ニ變化シ又變化シツツアル世界情勢ニ適應スヘキ世界新秩序ノ建設ニ依リテノミ平和ノ公正ニシテ恒久的ナル基礎ヲ造リ得ルモノナルコトヲ信シ其ノ實現ニ關スル各自ノ努力ヲ整調結合スルコト

日独伊三國條約ニ關シ且之ニ參照スルコト

一 日本國ハ東洋ニ於テ其ノ利益ヲ保護シ且之ヲ擴張スルコトヲ以テ其ノ主要ノ目的トシテ努力スルコトヲ宣シ且之ヲ實現スルコトヲ期ス

二 日本國ハ東洋ニ於テ其ノ利益ヲ保護シ且之ヲ擴張スルコトヲ以テ其ノ主要ノ目的トシテ努力スルコトヲ宣シ且之ヲ實現スルコトヲ期ス

三 日本國ハ東洋ニ於テ其ノ利益ヲ保護シ且之ヲ擴張スルコトヲ以テ其ノ主要ノ目的トシテ努力スルコトヲ宣シ且之ヲ實現スルコトヲ期ス

四 日本國ハ東洋ニ於テ其ノ利益ヲ保護シ且之ヲ擴張スルコトヲ以テ其ノ主要ノ目的トシテ努力スルコトヲ宣シ且之ヲ實現スルコトヲ期ス

五 日本國ハ東洋ニ於テ其ノ利益ヲ保護シ且之ヲ擴張スルコトヲ以テ其ノ主要ノ目的トシテ努力スルコトヲ宣シ且之ヲ實現スルコトヲ期ス

六 日本國ハ東洋ニ於テ其ノ利益ヲ保護シ且之ヲ擴張スルコトヲ以テ其ノ主要ノ目的トシテ努力スルコトヲ宣シ且之ヲ實現スルコトヲ期ス

七 日本國ハ東洋ニ於テ其ノ利益ヲ保護シ且之ヲ擴張スルコトヲ以テ其ノ主要ノ目的トシテ努力スルコトヲ宣シ且之ヲ實現スルコトヲ期ス

八 日本國ハ東洋ニ於テ其ノ利益ヲ保護シ且之ヲ擴張スルコトヲ以テ其ノ主要ノ目的トシテ努力スルコトヲ宣シ且之ヲ實現スルコトヲ期ス

九 日本國ハ東洋ニ於テ其ノ利益ヲ保護シ且之ヲ擴張スルコトヲ以テ其ノ主要ノ目的トシテ努力スルコトヲ宣シ且之ヲ實現スルコトヲ期ス

十 日本國ハ東洋ニ於テ其ノ利益ヲ保護シ且之ヲ擴張スルコトヲ以テ其ノ主要ノ目的トシテ努力スルコトヲ宣シ且之ヲ實現スルコトヲ期ス

(3) 調書「日独伊三國條約各種案文作成及國內手續經過中」

前途説ニ憂慮ニ堪ヘタル次第ヲアリマス、此ノ結局ヲ打開致シ
マス爲ニハ、我國ノ國際的立場ヲ強化スルコトカ必要ヲアリマ
スカ、其ノ方法ハ現在ノ環境ニ於テ我方ト利益ノ一致スル國家
トノ提携ヲ強化スルコト以外ニハナイト思ヒマス、然ルニ獨伊
ハ米國ノ警戒ヲ防止スルコトヲ希望シ、我國ハ米國トノ危機同
避ク希望スル點ニ於テ、利害ノ一致ヲ見テ居ルノテアリマス、
依テ政府ハ組閣以來銳意此ノ方向ニ向フテ努力ヲ續ケテ來タノ
テアリマスカ、最近ニ至リ遂ニ御手許ニ差上ケマシタルカ如キ
要綱ニ依リ、我國カ今次歐戰戰爭ニ參加スルコトヲクシテ、右
兩國トノ提携ヲ強化シ得ルノ機運ニ逢シ、右ニ基キ兩國ト交渉
ヲ遂ケ度イト思ヒマス、而シテ本案件ハ固ヨリ平和ヲ目的トス

調書中ノ重要ニシテ、非獨ニ獨伊條約締結ハ米國困難イナリ、
獨伊本スルニ限ラザルヤ、東亞諸國其ノ中日本ニ對シテ亦アル者
則ニ獨伊ハ東亞諸國ニ對シテ亦得テ不利ナキニ米國ノ進取ニ
阻害セシメ且テ東亞諸國ハ米國利益トスルニ對シテ亦米國利益
爲ニ立ニ當ルモノニ對シテ也
諸君等ニ對シテハ米國ニ對シテ日本日ノ會社ノ獨伊條約ハ本大國ニ
ノ上ニ於テ大國國際的立場ニ對シテ亦不利ニ對シテ亦不利ニ對シ
空談出陣でマナシ、夫テ吾國國際大國ハ漢ノ國際的立場ニ對シ
對シテ亦不利ニ對シテ亦不利ニ對シテ亦不利ニ對シテ亦不利ニ對シ
トシテ亦不利ニ對シテ亦不利ニ對シテ亦不利ニ對シテ亦不利ニ對シ
此日本國ノ國際的立場ニ對シテ亦不利ニ對シテ亦不利ニ對シテ亦不利ニ對シ

ルモノヲアリマスカ、最悪ノ事態ノ發生ヲモ覚悟スル必要カアリ
リマスノテ、我國運ノ消長ニ關スル未嘗有ノ重大案件ト申スヘ
キテアリマス、依フテ殊メテ慎重ニ審議ヲ盡シ、御決定ヲ伺キ
度イト考ヘマシタノテ、本會議ノ開催ヲ奏請致シマシタ次第テ
アリマス、本案件ノ本日迄ノ経過竝ニ獨、伊兩國政府トノ間ニ
締結セントスル條約要綱ニ付テハ、外務大臣ヨリ詳細説明致サ
セ度イト思ヒマス

次テ松岡外務大臣ハ續報ノ説明ヲ爲ス、即チ左記ノ如シ
甲、經 過

本大臣ハ七月下旬、現内閣力成立致シマシタ以來、只今内閣
總理大臣ノ申サレマシタ趣旨ニ基キ、獨伊トノ政治的提携ヲ

(3) 調書「日獨伊三國條約各種案文作成及三國內手續経過中」



自就西國ニ進マシキ御道で古ノ且貴族派其ノ御領ノ下ニ別表
 儀氏イ御領シヤモノハキヤスロイハ御領でテリマス。其ノ御
 イ平夫ノ御領ニ別マテ始大で出ヘキモノ「マ」御領イ云々ニ大
 キマロ、ヤモノ「マ」王國又ハ「マ」モノ「マ」イテ式でハナクハ
 ニ才國イ英帝國ノ御領儀氏イ在御領シテ出来ヌモノ「マ」
 帝國全領ノ御領儀氏イ在御領シテ出来ヌモノ「マ」
 平夫平夫で御領シテ出ヘキモノ「マ」其ノ御領で、英
 ベー「マ」モノ「マ」御領シテ出ヘキモノ「マ」御領シテ出ヘキモノ
 マ「マ」モノ「マ」御領シテ出ヘキモノ「マ」御領シテ出ヘキモノ
 英本國ノ御領シテ出ヘキモノ「マ」御領シテ出ヘキモノ「マ」
 御領シテ出ヘキモノ「マ」御領シテ出ヘキモノ「マ」御領シテ出ヘキモノ

ナル民族ヲ持ツ我國ノ力ハ偉大ナルモノカアリマスノミナラ
 ス、現在ト雖モ或意味ニ於キマシテ、皇國ハ實ニ世界ノ天柱
 ヲ左ニテモ右ニテモ上下サス丈ノ力ヲ持ツテ居ルト云フノカ、
 不肯本大臣ノ抱ケル見識シト見解テアリマス。而シテ此ノ事
 位ハ「ヒトラ」總統及少タトモ其ノ周圍ノ者タケハ認識シ
 タ居ルテアラウト想像シマシタ、否ソノ容子カ多少窺ハレタ
 ノヲコサリマス。彼等ハ當時ニ於テモ我國トノ提携ニ相當ノ
 熱意ヲ持ツテ居タヤウチアリマス。根本ニカヤウナル考ヲ持
 ヲ居リマシタカ故ニ、私ハ諸般ノ情况上一應ハ急キタイト
 云フ心持ノ中ニモ、固ヨリ下手ニ出ル要モナク、又已ムヲ得
 ナケレハ英本國屈服後トナツテモカマラス、若シヤウナツタ

(3) 謝書「日独伊三國條約各種案文作成及國內手續經過中」校

日清通商手続書... 本大臣ハ八月一日「オット」大使ヲ御茶ニ招キテ、極端強化カ我朝野ヲ通シテノ傾向ナルハ貴大使モ御承知ノ通りアルカ、ソレカ物ニナルニハマダマダ容易テハナイ、朝議モ未タ具体的ニ確定シテハ居ナイト云フ趣旨ヲ告ケマシタ上、支那事變ハ日本獨力ニテ其内片付ケル考アルカヲ、別ニ獨逸ニ於テ意ヲ煩ハサレナイヲロシイト申述ヘマシテ、一應大使ノ仲介セントスル口物ヲ押ヘ、我建國以來傳統タル八紘一字ノ大理想ヲ實現セントスル決意ノ宣明ナル事ト、先ツ之ヲ大東亞共榮圈内ニ於テ試シメントスルモノナル旨ヲ説キ、次テ、タトヘ英本國力間モナク願スルトモ、ソレヘ大英帝國崩壞ノホシノ初マリナルニ止マリ、決シテ修ニアラ

テ、一步ヲ進メ本大臣ハ八月一日「オット」大使ヲ御茶ニ招キテ、極端強化カ我朝野ヲ通シテノ傾向ナルハ貴大使モ御承知ノ通りアルカ、ソレカ物ニナルニハマダマダ容易テハナイ、朝議モ未タ具体的ニ確定シテハ居ナイト云フ趣旨ヲ告ケマシタ上、支那事變ハ日本獨力ニテ其内片付ケル考アルカヲ、別ニ獨逸ニ於テ意ヲ煩ハサレナイヲロシイト申述ヘマシテ、一應大使ノ仲介セントスル口物ヲ押ヘ、我建國以來傳統タル八紘一字ノ大理想ヲ實現セントスル決意ノ宣明ナル事ト、先ツ之ヲ大東亞共榮圈内ニ於テ試シメントスルモノナル旨ヲ説キ、次テ、タトヘ英本國力間モナク願スルトモ、ソレヘ大英帝國崩壞ノホシノ初マリナルニ止マリ、決シテ修ニアラ

(3) 調書「日独伊國條約各種案文作成及國內手續経過書」

此二條天... 諸事ハ東ナイテアラウト... 然ルニ、「リッパシントロップ」外相ハ其東洋... 十三日「ベルリン」出發、急遽「モスコ」ヲ經テ、本邦ニ... 送フタノテアリマス。同公使ハ九月七日朝東京ニ着キマシタ... ノテアリマスカ、本大臣ハ別ニ急イテ會ヒタイ態度ハ示サナ... カフタノテアリマス。トコロカ九日先方ヨリ會見ヲ申出テマ... シタノテ、人目ヲ避クル爲同日私ノ私邸テ、同公使及「オッ... ト」大使ト會見致シマシタ。ソレカラ十日二度目ノ會見ヲ述

シテ、私モ亦容易ニソノ返事ハ東ナイテアラウト... 然ルニ、「リッパシントロップ」外相ハ其東洋... 十三日「ベルリン」出發、急遽「モスコ」ヲ經テ、本邦ニ... 送フタノテアリマス。同公使ハ九月七日朝東京ニ着キマシタ... ノテアリマスカ、本大臣ハ別ニ急イテ會ヒタイ態度ハ示サナ... カフタノテアリマス。トコロカ九日先方ヨリ會見ヲ申出テマ... シタノテ、人目ヲ避クル爲同日私ノ私邸テ、同公使及「オッ... ト」大使ト會見致シマシタ。ソレカラ十日二度目ノ會見ヲ述

13) 謝書「日独伊國條約各種文字作成及以國內手續経過中」

第一項ノ日本ハ歐洲ニ於ケル新秩序建設ニ對スル獨伊ノ指導
の地位ヲ認メ且之ヲ確立ストアリマスカ、當方テハ當初「ア
フリカ」ニ於ケル新秩序建設ヲ先方カ持出スカト思ツタノテ
コソリマスカ、先方カ之ヲ持テ出サナカフタカラ、單ニ歐洲
ニ於ケル新秩序建設ニ對スル地位承認ニ限ツタ次第テアリマ
ス。

乙、要綱ノ説明

第二項ノ「大東亞ニ於ケル新秩序建設」ト云フ「大東亞」ノ
意味ハ只今ノトコロ佛印、「タイ」嶺、「ビルマ」、海峽植
民地、蘭印ヨリ「ニューギニヤ」、「ニューカレドニヤ」等
ヲ含ム「オセアニア」ノ島嶼ヲ含ム意味ヲアリマシテ、此ノ

(3) 調書「日独伊三国條約各種案文作成及内手統経連中概

初ハ入デマセマス。日本國ニ亦同族ノ義ヲ得テ同族ニハ大ニ
ハ日本ニ種々手出來群小部ヲ便宜ニ與ヘテ其ノモトイ申マセ
テ其ノ種々手出來群小部ヲ便宜ニ與ヘテ其ノモトイ申マセ
基ニ種々手出來群小部ヲ便宜ニ與ヘテ其ノモトイ申マセ
其ノ種々手出來群小部ヲ便宜ニ與ヘテ其ノモトイ申マセ
其ノ種々手出來群小部ヲ便宜ニ與ヘテ其ノモトイ申マセ

獨伊ノ協力ヲ得ンコトヲ期待スルモノデアルト應酬シテ置キ
マシタ。

第三項ノ中「一國又ハ數國ニ依リ（公然若ハ秘密ニ）攻撃セ
ラレタル場合云々」ノ一國ト申スノハ暗ニ米國ヲ主トシテ指
シタノデアリマシテ、其ノ一國ニ依リ攻撃セラレタル場合ニ
ハ自衛的ニ海軍艦隊ヲ次第チアリマシテ、即チ我國ハ
獨伊ト米國ヲ對照トスル事同型ニ進入ルノデアリマス。

(3) 訓書「日獨同盟條約各種案文作成及國內手續經過中概

(3) 調書「日独伊三国條約各種本文作成及國內手續經過事」概

丙、結言

今回ノ對獨交渉ノ基調ハ平沼内閣時代ノ夫レト全く異ツテ磨
リマス。即チ獨逸獨モ日本ノ歐洲戰爭參加ノ必要ナシト言明
シテ磨ル次第デアリマシテ、獨逸ハ本國ノ參戰ヲ、日本ハ日
米衝突ヲ、回避スル事ヲ共通目的トシタノデアリマス。從テ
皇國政府ガ從來採ツタ來マシタ不介入ノ方針ハ、將來本條約
ニヨリ影響セラレルコトアルベシト云フ豫想付ニテ、一應ハ
繼續セラレル次第デアリマス。

米國ハ「カナダ」トノ共同防衛ヲ決定スルヤ、聞モナク、日
米間ノ詳細ナ問題ニ迄、殆ント堪ヘ難イト思ヘルガ如キ態度
ヲ以テ臨ンデ來マシタノゲ、本大臣ハ巴ムナク此程露慮ニ米

ロニニ國合トモ謂フヤカ。...

